

# SMILE

今月も笑顔(スマイル)でスタート

2月号 Vol.118

今年**乙巳(きのとみ)**の年です

まいど おおきに！

今年の中国の春節の休みは、1月28日から2月4日の8日間の連休でした。2月8日の土曜日は振替出勤となります。皆さん、中国の春節のお休みはいかがでしたか？今年も、乙巳(きのとみ)の年ですね。

CCTV ニュースが、2025年総合交通春節作業グループのデータから、1月28日の社会の人々の地域間流動が合計1億9,413万人に達し、そして今年の春節における移動(“春运”と表現されています)の社会の人々の地域間流動は合計30億人を超えることになることになると報道していました。1月28日の鉄道利用者は780万人と予想し、夜間に到着する乗客の乗り換えを円滑にするため、成都東駅、漢中駅、長春駅などの鉄道駅では、地方政府の関連部門と事前に連絡を取り、バス、タクシーなどの営業時間を延長し、専用線を開設して、乗客の移動を円滑にするための仕事をしたとのこと。また1月28日の民間航空の旅客輸送量は188万人と予想され、16,640便のフライトが見込んでおり、春節前の14日間の民間航空の1日平均旅客輸送量は226万7,600人で、前年比7.82%増加したとのこと。

またSNS上でも、“地球上で最も人々を驚かせる光景、それは中国の春節の旅行ラッシュです。わずか10日余りで30億人以上が移動します。強力で秩序ある公共交通機関がそれを支え、人々を中国全土や国外へ輸送します。衝撃的な光景を見るためにアフリカのサバンナまで行く必要はありません。人類大移動中の中国の駅をみてください！30億人の移動のための列車の切符で、地球を7周半周ほどの距離になります！地球上には80億人の人口しかいません。中国の春節の旅行ラッシュは、その40%に相当します！米国の人口の10倍、英国の人口の43倍、オーストラリアの人口の112倍です。これこそまさに中国だけが見ることができる光景です！“とアップされていました。私も上海虹橋駅の光景をSNSで見ましたが、圧倒されました。移動する人たちは、故郷で家族と共に新年の食事を楽しむために帰るのでしょね。中国人の”常識“というものをあらためて感じた次第です。

2025年の乙巳(きのとみ)の年は、多くの人にとって成長と結実の時期となる可能性が高いと言われています。「乙」は未だ発展途上の状態を表し、「巳」は植物が最大限まで成長した状態を意味するそうです。ですからこの「乙」と「巳」組み合わせは、これまでの努力や準備が実を結び始める時期を示唆しているので、今までの中国の駐在生活での日々の努力が、今年には報われる期待がありますね！

では今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！



### マクロ経済1 CPIとPPT

#### 1. 消費者物価指数は前月比で下落し、前年比ではわずかに上昇したが、横ばいとなった。

12月の消費者市場は概ね安定しており、全国CPIは前月比横ばい、前年比0.1%上昇となった。食品とエネルギー価格を除いたコアCPIは前年比0.4%上昇と、前月より0.1ポイント上昇した。

前月比で見ると、消費者物価指数は前月比0.6%下落し、横ばいとなった。そのうち、食品価格は前月比2.1ポイント下落し、消費者物価指数を前月比約0.12ポイント下落させた。食品のうち、農産物の生産、貯蔵、輸送に有利な良好な気象条件により、生鮮野菜と生鮮果物の価格がそれぞれ2.4%と1.0%下落し、これらを合わせると消費者物価指数は前月比約0.07ポイント下落した。

豚肉は、前回の販売控えや二次肥育の影響で供給が十分で、価格は前月比1.3ポイント減の2.1%下落し、CPIを前月比で約0.03ポイント下落させた。非食品価格は前月の0.1%下落から0.1%上昇し、CPIを前月比で約0.12ポイント上昇させた。非食品では、正月休みが近づくにつれて、旅行、娯楽、家事サービスの需要が増加した。航空券の価格は前月の8.6%下落から4.6%上昇し、国内サービス、映画、公演チケットはそれぞれ0.9%と0.7%上昇し、いくつかの新ブランドが発売され、通信ツールの価格が3.0%上昇した。

前年同月比で見ると、CPIは0.1%上昇し、前月より0.1ポイント低下した。そのうち、食品価格は前月の1.0%上昇から0.5%下落し、CPIの前年同月比下落に約0.09ポイント影響した。食品のうち、豚肉と生鮮野菜の価格はそれぞれ12.5%と0.5%上昇し、上昇率は低下した。生鮮果物、牛肉、羊肉、食用油、穀物の価格は1.3%~13.8%下落した。非食品価格は前月比0.2%上昇し、CPIの前年比上昇に約0.14ポイント影響した。非食品のうち、エネルギー価格は1.7%下落し、前月比2.1ポイント低下した。エネルギーを除く工業用消費財価格は引き続き横ばいで、そのうち金宝飾品価格は27.2%上昇し、燃料車と新エネルギー車の価格はそれぞれ4.7%と6.0%下落した。サービス価格は0.5%上昇し、前月比0.1ポイント上昇した。

#### 2. PPIは前月比で減少したが、前年比では減少幅が縮小した

12月は、一部産業が生産閑散期に入ったことや、国際的なバルク商品価格の変動が波及したことなどの影響で、全国生産者物価指数は前月比0.1%低下、前年比2.3%低下し、前年比低下幅は前月より0.2ポイント縮小した。

前月比で見ると、生産者物価指数は前月の0.1%上昇から0.1%下落した。そのうち、生産手段価格は前月の0.1%上昇から変わらず、消費財価格は0.1%下落した。発電所の石炭埋蔵量は十分であり、石炭の新規需要は限られている。石炭採掘および精錬業界の価格は1.9%下落した。不動産およびインフラプロジェクトは閑散期中断され、鉄鋼需要は減少し、鉄鋼製錬および圧延加工業界の価格は0.6%下落した。国際商品価格変動の伝播の影響を受け、国内の石油採掘および非鉄金属製錬および圧延加工業界の価格は前月と同じで、そのうち銅製錬価格は1.7%下落し、金製錬価格は0.4%上昇した。

セメント、ガラス業界では生産能力の置き換えが進み、非金属鉱物製品業界の価格は0.6%上昇した。ガスと電力の需要は季節的に増加し、ガス生産・供給業界の価格は1.2%上昇し、電力と熱生産・供給業界の価格は0.9%上昇した。設備製造業界では、太陽光発電設備・部品製造の価格が0.6%下落し、リチウムイオン電池製造の価格が0.3%下落した。新エネルギー自動車製造の価格が0.7%上昇し、航空関連設備製造の価格が0.5%上昇した。消費財製造業界では、農業および副産物食品加工業界の価格が0.4%下落し、繊維業界の価格が0.3%下落した。紙および紙製品業界の価格は0.9%上昇し、文化、教育、芸術、スポーツ、娯楽製品製造業界の価格は0.7%上昇した。

前年同月比で見ると、生産者物価指数は前月比0.2ポイント低下し、2.3%下落した。そのうち、生産手段価格は前月比0.3ポイント低下し、2.6%下落した。消費財価格は前月と変わらず、1.4%下落した。調査対象となった主要産業のうち、石油・石炭・その他燃料加工業は8.7%下落、石油・天然ガス採掘業は6.2%下落、化学原料・化学製品製造業は4.8%下落、農業・副産物食品加工業は4.3%下落、非金属鉱物製品業は3.0%下落、電気機械・設備製造業は2.1%下落、コンピュータ・通信・その他電子機器製造業は1.9%下落、電気・熱電併給業は0.7%下落した。上記8業種の下落幅は前月より縮小した。鉄製錬・圧延加工業は9.5%下落、石炭採掘・洗浄業は8.0%下落、自動車製造業は3.8%下落となり、下落幅は前月よりそれぞれ1.3、1.7、0.7ポイント拡大した。非鉄金属製錬・圧延加工業は10.0%上昇、文化・教育・芸術・スポーツ・娯楽用品製造業は6.4%上昇となり、前月よりそれぞれ0.3、0.4ポイント上昇した。

## マクロ経済2 輸出入

中国税関総署は1月13日に、2024年の中国の貨物輸出入総額が43兆8500億元に達し、前年比5%増となるデータを発表した。

国務院新聞弁公室が開催した「中国の高品質な経済発展の成果」に関する一連の記者会見の中で、税関総署の王令軍副局長が2024年の輸出入状況を紹介した。2024年の中国の対外貿易は、量の合理的な成長と品質の有効な向上を両立し、高品質な発展を遂げたと述べた。税関が監督管理する輸出入貨物は、56.03億トンに達し、入出国輸送車両は3,991.7万台に達したとのことである。

### 総量、数量、品質の同時増加を達成

2024年の中国の対外貿易は、総量、数量、品質のいずれも増加した。総量で見ると、中国の対外貿易は42兆元と43兆元を連続して突破し、通年の輸出入総額は43.85兆元に達し、前年比5%増となり、過去最高の記録を更新した。成長の面では、中国の対外貿易は2.1兆元増加しており、これは中規模国の1年間の対外貿易総額に相当する。品質面では、中国の輸出入製品構造は継続的に最適化及びアップグレードがなされ、ハイテク製品は好調な成長を示し、独立ブランドの輸出は過去最高を記録し、越境電子商取引などの新しい貿易形態が生まれた。

税関総署は、全体として、以下の「3つの新しい」取り組みに重点を置いてきた。第一に、新しいフォーマットを育成である。主に、国境を越えた電子商取引の監督管理モデルを最適化し、保税メンテナンスや保税再製造などの新しい「保税+」フォーマットを拡大し、住民間の国境貿易の健全で標準化された発展を積極的にサポートし、量をさらに拡大し、対外貿易全体を拡大した。第二に、新しい利点を創出したことである。輸入品の通関モデルの改革を最適化し、エネルギー・鉱物製品、農産物・食品の輸入の保証に重点を置き、自動車などの製品の輸出拡大をさらに促進し、中国の対外貿易全体の大きな割合を占めるこれらの製品の出入りをより良く、より迅速にし、節約した時間とコストを輸出入企業の競争上の優位性に変え、基礎的な対外貿易を安定させた。第三に、新しい活力を刺激したことである。先進的な認定企業(AEO)の利便性措置リストをさらに拡張し、迅速な通関や優先検査などのAEOの独占特典を優先させた。積極的情報開示政策の適用範囲を拡大し、企業が税制優遇政策を有効活用できるよう支援し、対外貿易企業の能力向上と期待の安定に全力を尽くして支援した。

### 中国の貨物貿易最大の国としての地位がさらに強化される

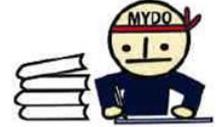
数量の面では、中国の輸出入総額は2024年に5%増加して43.85兆元に達した。その規模は「第13次5カ年計画」の最終年である2020年と比較して11兆6,300億元増加し、「第13次5カ年計画」期間中の5年間の増加の1.5倍となった。世界貿易機関の最新データによると、2024年の最初の3四半期に、我が国の輸出と輸入はそれぞれ国際市場の14.5%と10.5%を占め、前年比でそれぞれ0.3ポイントと0.1ポイント増加し、物品貿易最大の国としての中国の地位がさらに強化された。

品質の面から見ると、中国の対外貿易は主に次の4つの特徴を示している。第一に、構造がより良くなったこと。わが国の輸出製品の構造は継続的に最適化、アップグレード化されている。2024年の機械電気製品の輸出は8.7%増加し、総輸出に占める割合は0.9ポイント上昇して59.4%となり、そのうちハイエンド機器の輸出は40%以上増加した。輸入品は引き続き多様化と効果的な供給が行われ、機械電気製品の輸入は7.3%増加し、バルク商品の輸入量は5%増加し、そのうち「一帯一路」建設参加国からのエネルギーおよび鉱物製品の輸入の割合は0.3ポイント増加した。

第二に、「新しい」意味が増えたことである。2024年には、中国では新製品や新形式が続々と登場し、対外貿易における「新しい」量も引き続き増加し、より多くのハイテク新製品の輸出が加速した。電気自動車、3Dプリンター、産業用ロボットの輸出はそれぞれ13.1%、32.8%、45.2%増加した。越境ECの新形式の輸出入は年間を通じて2.63兆元に達し、2020年より1兆元増加した。自社ブランドが数え切れないほどのファンを魅了し、わが国の輸出に占める割合は前年比0.8ポイント増の21.8%となった。国内のファッションブランドは世界中に「中国風」をもたらした。

第三に、主体が強化されたことである。2024年、中国で輸出入実績のある事業者の数は70万社に達し、新記録を樹立した。2024年において、中国税関は深圳で第6回世界「認定経済事業者」(AEO)会議を開催した。ますます多くの対外貿易会社が状況を利用し、世界的に認められたAEOを取得した。2024年末までに、中国のAEO企業数は6,338社に達し、2023年末より612社増加した。

第四に、相手国パートナーが増えたことである。中国の貿易相手国は世界中に広がっている。2024年には、国連統計グループのほぼすべての国と地域と輸出入実績を持ってに至った。そのうち、輸出入パートナーの数は2023年と比較してそれぞれ1国と4国が増加し、160国以上のパートナーと輸出入の成長を達成した。



#### 1. はじめに

株主による出資払込みは、従来から司法実務において注目される問題であるが、2024年7月1日の「中華人民共和国会社法」(以下、「新会社法」という)の施行に伴い、従来の「引受制」が「期限付払込制」へと変更された。これを受けて、株主の出資責任の明確化、払込みの有無の認定などが多くの事件で争点となっている。期限までに全額の出資をせず、又は出資金の引出しをした株主は、株主権の喪失、会社や債権者に対する賠償責任などの不利益を負い、債権者の立場からすれば、会社の財産が債務弁済に足りず株主への請求を行う場合、払込みがあったか否かが確認不可避の事項となる。そこで、本稿においては、法令規定と司法実務を整理しながら、株主による出資払込みの有無をめぐる証拠の種類と認定の基準について論ずるものとした。

#### 2. 出資の払込みに関する証拠の種類

2005年改正の会社法29条は、株主においては出資検査報告書をもって出資の払込みを証明しなければならないと定め、これにより、長きにわたって出資検査報告書がその中心的な証拠とされてきた。しかし、2013年の会社法改正で、株主による出資が「払込制」から「引受制」に改められ、これに応じて、国務院は2014年の「登録資本登記制度改革案の印刷・公布に関する国務院の通知」において、会社の払込資本を登記項目から外し、出資検査報告書を会社登記時の提出文書とせず、株主による出資払込みに関する出資検査を特に求めないものとした。新会社法に移行した最新の改正では、この「引受制」が「期限付払込制」へと変更されたが、出資検査による払込みの証明が再び明確に要求されるまでには至らなかった。

このような経緯から、2013年の改正以降、会社法及びその関連法令には、出資の払込みにどのような証明文書が必要となるのかを明記した規定が定められていない。そこで、現行の新会社法、印紙税法その他関連法令から、その証明に用いられる主な文書を挙げてみると次のようになる。

- ・会社定款、株主名簿、株主会決議書、株主に対して発せられた出資証明書、会社工商登記文書
- ・会社財務諸表(帳簿)、納税文書
- ・銀行振込文書、銀行取引明細書
- ・第三者機関より発せられた出資検査報告書、会計監査報告書
- ・国家企業信用情報公示システム登記情報

もっとも、実際の司法実務においては、個別の事案における出資の形態や文書作成状況の差異ゆえに、これらいずれの文書も一律に証明力が認められているわけではない。

#### 3. 司法実務における出資払込みの認定

株主による出資払込みを証明しようとする者は、会社の工商登記文書や国家企業信用情報公示システム登記情報のほか、「企查查」、「天眼查」などの民間企業が運営する企業情報ウェブサイトで公示された情報を証拠とすることが多い。しかし、既述のように、2013年における会社法の改正後、会社の払込資本は登記事項ではなくなり、「市场主体登録管理条例」も、有限責任会社・株式会社に対し、株主の出資引受額を登記機関に届け出ることしか要求していない。(注1:「市场主体登録管理条例」9条は、「市场主体の次に定める事項は、登記機関に届け出なければならない。……(三)有限責任会社の株主若しくは株式会社の発起人が引き受けた出資額又は合名会社のパートナーが引き受け、若しくは実際に払い込んだ出資額、払込みの期限及び出資の方式」と定める。)この点は、新会社法の改正でも変更されず、2024年に改正された「企業情報公示暫定条例」により、株主が会社に払い込んだ出資額については、会社が市场主体信用情報公示システムを通じて自らそれを社会に公示し、また、公示した当該情報の真实性・即時性についても、会社が自ら責任を負うものと改めて明確化された。(注2:「企業情報公示暫定条例」(2024年改正)10条は、「企業は、次に定める情報が形成された日から20営業日以内に、国家企業信用情報公示システムを通じて社会に対するその公示をしなければならない。(1)有限責任会社の株主又は株式会社の発起人が引き受け、又は実際に払い込んだ出資の金額、時点、方式などの情報。……市場監督管理部門は、企業が前項に定める公示の義務を履行していないことを発見した



においては、会社の出資金受領を証明する銀行送金記録と会社領収書が提出されたものの、会社が直ちにその全額を訴外の第三者に送金した事実も証明されたため、出資払込みを否定する判決が下された。

#### 4. おわりに

株主による出資払込みの有無は司法実務において多発する紛争であるが、一度は「引受制」となった出資方式が、新会社法により「期限付払込制」に戻されたことを受け、出資払込みの証明と認定については、今後ますます議論が激化していくものと予想される。いずれにせよ、株主においては、新会社法及び定款に定められた期限・金額を遵守して出資の払込みを行うとともに、これを確実に証明しうる証拠を適切に保存しておくことが望まれる。

情報提供 金杜法律事務所

## 会計・税務情報



### 全面的デジタル化電子発票の普及に関する公告

中国では、2021年12月1日から広東省、上海市、内モンゴル自治区など一部の都市に限り全面的デジタル化電子発票（以下、「全電発票」とする）の試行を開始し、その後、試行地区を徐々に全国まで拡大しています。最新の国家税務総局2024年第11号公告によると、2024年12月1日より、全国で正式に全電発票を導入することを決定しました。主な関連事項は以下の通りです。

- 1、全電発票は電子発票の一つで、紙版の発票と同じ法的効力を持ち、発票の記載内容を全面的にデジタル化したものである。
- 2、全電発票の基本的内容は以下を含む：発票名称・発票番号・発行日・購入者情報・販売者情報・項目名称・規格番号・単位・数量・単価・金額・税率/徴収率・税額・合計・価格合計・備考・発行者など。
- 3、全電発票の発票番号は20桁であり、そのうち、1-2桁目は西暦年度の最後の2桁、3-4桁目は発行者の所属省級税務局の区域コード、5桁目は全電発票の発行ルートなどの情報、6-20桁目は順番のコードを表す。
- 4、税務機関は、納税者の税収リスク程度・納税信用等級・実際の経営状況などの要素に基づいて、電子発票サービスプラットフォームを通じて発票発行総限度額を決定し、且つ動的に調整を行う。
- 5、「中華人民共和国発票管理弁法」及びその実施細則などの関連規定に基づき、全電発票の発行には実名認証など方式で身分検証を行う必要がある。
- 6、全電発票を発行した後、商品返品、発行ミス、課税サービスの中止、値引き販売などの状況が発生した場合、規定に従って赤字全電発票を発行しなければならない。
- 7、全電発票は電子発票サービスプラットフォームから発行された後、税務デジタルアカウントを通じて自動的に発票受領者へ交付される。発票発行者は、電子メールやQRコード、ダウンロード・印刷などの方式を通じて全電発票を自ら交付することもできる。ダウンロード印刷方式で交付した場合、全電発票の券面に「ダウンロード回数」「印刷回数」が自動的に表記される。
- 8、単位及び個人は、税務デジタルアカウントまたは個人所得税アプリに登録することで、無料で全電発票の照会、ダウンロード・印刷、エクスポートすることが可能となる。

お問い合わせは  
MYDOまで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路2201号

上海国際貿易中心610室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX: +86-21-6407-0185

E-mail: [info@shmydo.com](mailto:info@shmydo.com) URL: <http://shmydo.jp>